

1-4 使用者



「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為するすべての者をいう（労基法 10 条）。

事業主とは、その事業の経営主体であり、個人企業にあっては企業主個人、会社その他の法人組織の場合は法人そのものをいう。

労働基準法における使用者の概念は広く、その事業の労働者に関する事項について、「事業主のために行為するすべての者」が、これに含まれる。これは、例えば、第 9 条の労働者の立場にあっても、その者が同時にある事項について、権限と責任をもっていれば（その者の企業内での地位の高低を問わず）、その事項については、その者が第 10 条の使用者になる場合があることを意味する。

一方、労基法の罰則適用に関係において、使用者は、違反における現実の行為者であり、当該違反行為は、同法 121 条の両罰規定によって利益の帰属者（法人等）の責任追及へと及んでいく仕組みとなっている。